

公務経験者を含む専門人材を

柔軟に採用できる仕組み

を整備しました!

令和8年
4月から
運用開始



新たに、専門人材の特性に応じて活用できる
3つの採用プロセスを用意しました



各府省が、次の01~03の対象人材ごとにそれぞれ公募を行う場合は、評価のポイントを絞った選考を行えるようになりました。

01

弁護士や公認会計士、高度なデジタル知識等の資格を有する者

経歴評価
+
人物試験

02

元国家公務員として国会、予算、人事、給与などの各府省に共通する業務の経験者

経歴評価
+
人物試験

03

元自府省職員として所管分野に関する知識・経験を有する者

人物試験のみ

従前は経歴評価・論文試験・人物試験(面接)等の中から3つ行うことが必須

必須となる選考方法※

※上記の選考方法は必須項目であり、府省によって異なる場合があります。



各府省の公募情報はコチラ



必要となる資格や公務での勤務経験年数等の具体的な応募要件、選考方法等は各府省の公募内容を御確認ください。